

●平成25年度 監査テーマ 外郭団体等の財務に関する事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

【6】体育協会に対する指摘事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R2.4現在)	区分
13	退職給付引当金の計上額を自己都合要支給額とすべき [報告書79ページ]	現在の、当法人における退職給付引当金の計上方法は、前年度の引当額に当年度発生したと見込まれる退職給付費用相当額を加算し、退職者への支払金額を減算して算出するという方法である。当年度発生したと見込まれる退職給付費用相当額の計算方法は従来から継続して行われているが、その結果算出された年度末の引当額は、実際に引き当てるべき額である期末自己都合退職時の要支給額から比べて、平成24年度末時点で8,686千円不足していた。今後は、期末の退職給付引当金の計上額に自己都合要支給額を用いるべきである。	体育協会 (スポーツ振興課)	退職給付引当金については、自己都合要支給額に基づき計算する方式に変更し、積み立てを行った。	措置・改善済